

『APEC エンジニア名簿の公開手引き（JAEIC 版）』

2022年7月12日

APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会

1. 目的

この手引きは、一級建築士資格に基づいて登録している APEC エンジニアの方の個人データについて、公開を希望する者に限って APEC エンジニア名簿（以下、「名簿」という。）を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という）の所定のサイトに掲示する手順について定めるものである。

2. 沿革

APEC エンジニア協定の総会（2021年6月）において、IEA(The International Engineering Alliance)の Web サイト内に APEC エンジニア加盟各エコノミーの所定の Web ページへリンクを設け、各エコノミーの対応するページにおいて、登録している APEC エンジニアの名簿を掲載することが議決されている。

リンク元：<https://www.ieagrements.org/agreements/apec/registered-apec-engineers/>

リンク先：我が国は(公社)日本技術士会

https://www.engineer.or.jp/c_topics/008/008037.html

3. 名簿の掲載

(1) 名簿への掲載は希望する者に限り、センターのサイト中に掲示する。なお、名簿への掲載・更新は APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局（以下、「事務局」という。）により行う。

(2) APEC エンジニア名簿の掲載項目は下記とし、これらはすべて必須の項目とする。

① 氏名（APEC エンジニア登録証に記載の綴りにて掲載し、苗字-名前の順とする。）

（記入例：KENCHIKU Taro）

② 登録番号

③ 技術分野：Structural

④ 登録有効期限

4. 名簿への掲載を希望する者の申請方法

(1) 名簿への掲載を希望する者は、所定のフォームにて、事務局に申請する。

(2) 事務局は申請に基づき、申請者の APEC エンジニアの登録状況（登録有効期限等）及び登録に係る事項（行政処分歴等）を確認し、掲載の可否を申請者に通知する。

(3) 掲載申請は、原則として、毎月月末に締切り、翌月末までに掲載する。

(4) APEC エンジニアの登録が失効した場合には、事務局が名簿から削除する。

(5) APEC エンジニアの登録更新が行われた場合には、事務局が名簿を更新する。

(6) 名簿への掲載を取りやめる場合は、事務局宛てにメール（iad@jaeic.or.jp）によりその旨申請し、事務局は名簿から当該 APEC エンジニアに関する記載を削除する。

以上